

水道代（すいどうだい）や 下水道代（げすいどうだい）を 払（はら）えない
外国人（がいこくじん）のみなさまへ

水道代（すいどうだい）や 下水道代（げすいどうだい）の支払（しはら）いを待（ま）つことができます。

1	手続（てつづ）きが できる人（ひと）	新（あた）らしいコロナウィルスの病気（びょうき）により 給料（きゅうりょう）が 減（へ）ったり 仕事（しごと）がなくなった人（ひと）で 水道代（すいどうだい）や下水道代（げすいどうだい）が払（はら）えない人（ひと）
2	支払（しはら）いを 延（の）ばす期間（きかん）	2020年4月より後（あと）の支払日（しはらいび）から 4か月
3	市役所（しやくしょ）への手続（てつづ）き	支払（しはら）いができなくなったことを書（か）いた 「水道料金等徴収猶予申請書」（すいどうりょうきんちょうしゅうゆうよしんせいしょ）を 水道（すいどう）お客様（きゃくさま）センターに出（だ）してください
4	相談窓口（そうだんまどぐち）	上下水道部 水道業務課 お客様センター TEL 0794-82-2010 (じょうげすいどうぶ すいどうぎょうむか おきゃくさませんたー)